解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年三月二十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

宮城県宮城郡利府町神谷沢字長田三五番地一四　利府町神谷沢土地区画整理組合

代表清算人　村上　昭二

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第二十九条第二項の規定により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

栃木県日光市東小来川一三六〇番地二号

財団法人晃嶺育英会

清算人　福田　孫表

清算人　福田　辰夫

清算人　大橋　誠一

清算人　北村　富夫

清算人　雜賀　重行

清算人　大橋　芳明

清算人　福田美保枝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

栃木県佐野市戸室町一五九二番地二

財団法人佐野市施設管理公社

代表清算人　野城　良弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

神奈川県藤沢市辻堂西海岸一丁目一番二五号

財団法人糸山財団

清算人　糸山英太郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

新潟県柏崎市小倉町九番二号

財団法人柏崎実践学園

清算人　丸山　庸

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

大阪府守口市京阪本通二丁目二番五号守口市役所内

守口市土地開発公社

代表清算人　井上　良一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

大阪市中央区中寺一丁目一番五四号大阪社会福祉指導センター内

財団法人福永報恩会

代表清算人　福永　恭造

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

奈良県桜井市大字初瀬七七四番地

財団法人元森町自治会

代表清算人　菖蒲　稔雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

和歌山県西牟婁郡白浜町栄七六七番地

社団法人栄共済会

代表清算人　西村　哲哉

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月五日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

和歌山県東牟婁郡古座川町添野川七三八番地

財団法人添野川保郷会

代表清算人　岡本　人司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

愛媛県西条市喜多川三六六番地三

財団法人西条労働会館

代表清算人　高木　道明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

愛媛県西条市壬生川五番地二

財団法人東予勤労福祉会館

代表清算人　桑村　民樹

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

福岡県糸島市志摩小金丸三〇七五番地

財団法人金華会

代表清算人　小冨士敬徳

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

佐賀県佐賀市城内一丁目六番五号

佐賀県住宅供給公社

清算人　牟田　香

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

秋田県秋田市向浜一丁目二番一号

社団法人秋田県技能士会連合会

代表清算人　成田　誠

解散公告（第三回）

井上町土地改良区は、平成二十五年四月二日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月八日

静岡県静岡市清水区庵原町一番地

清算法人井上町土地改良区

清算人代表　神谷　重治